

宮城ヘルシー2013ふるさとスポーツ祭南三陸教育事務所管内大会 ノルディックウォーキング参加者募集

- ◇日時 平成25年9月8日(日)
 ・受付 午前8時20分から8時50分
 ・開会式 午前9時00分から9時30分(全体)
 ・開始 午前9時40分から
 ・終了 正午(予定)
- ◇会場 南三陸町立歌津中学校(雨天時:中止)
 ※歌津中学校付近コース
- ◇対象 小学生から高齢者まで
 ※小学生の参加は保護者同伴となります。
- ◇参加者数 20名
- ◇講師 宮城県志津川自然の家 職員2名(予定)
 地元講師
- ◇参加料 無料
- ◇参加申込
 (1)申込方法 各公民館へ電話連絡し申し込みください。
 ※定員になりしだい締切りとなります。
 (2)申込期限 8月15日(木)
- ◇持ち物
 (1)運動性の高いウェアとシューズを着用すること。
 (2)水分補給用ドリンク、タオル、手袋(薄手)持参。
 (3)ポール(レンタル有)

申込・問い合わせ 入谷公民館(志津川・戸倉公民館) ☎46-5103
 歌津公民館 ☎36-2071

受講生募集

読み聞かせ講座

読み聞かせ講座を下記のとおり開催いたします。読み聞かせに関心のある方、ぜひご参加ください。

- ◇趣旨 読み聞かせに関する基本的知識と技能の習得を通して、地域における子どもの読書活動を推進する。
- ◇主催 宮城県教育委員会
- ◇共催 南三陸町教育委員会
- ◇対象 子どもの読書に関心のある方ならどなたでも参加できます。
- ◇場所 コアラ館 志津川保育所(第3回)
- ◇募集人員 30名
- ◇参加費 無料
- ◇申込・問い合わせ 8月30日(金)まで電話にて町図書館(☎46-2670)あて申し込みください。

講座内容	日時
1回 開講式・講義・実技「はじめての読み聞かせ」	9月17日(火) 10:00-12:00
2回 講義・実技「読み聞かせにチャレンジ」	9月25日(水) 10:00-12:00
3回 実習「お話しデビュー! 子ども達に読み聞かせ体験」	10月22日(火) 10:00-12:00
4回 講義・実技「お話しをもっと楽しく! 手遊び、わらべうた...」	10月29日(火) 10:00-12:00

受講生募集

日本語講座

基礎的な日本語を習得する場、地域住民との交流の場として開講します。外国出身の方を対象に行いますが、興味のある方はどなたでもお越しください。

- ◇場所 役場2階大会議室
- ◇日時 初回開講式
 9月7日(土) 午後1時30分から3時30分(全10回コース)
- ◇申込期限 8月26日(月)
- ◇申込方法 電話にて申し込みください。
- 申込・問い合わせ 志津川公民館 ☎46-5103



前進、南三陸ロコモーション!!

ノルディックウォーキング&シーカヤックin志津川自然の家

- ◇内容 ノルディックウォーキング&シーカヤック
- ◇日時 9月1日(日)
 午前9時30分から午後4時10分まで
- ◇場所 志津川自然の家
- ◇対象 小学生以上30人(先着順) ※小学生は保護者同伴
- ◇経費 1,100円(昼食代、保険料、その他)
- ◇申込方法 電話にて申し込みください。
- ◇その他 無料レンタルポールあります。
- 申込・問い合わせ 志津川自然の家 ☎46-9044

申込・問い合わせ 志津川自然の家 ☎46-9044

庄内の風 78

友好町の山形県庄内町を紹介する情報コーナー

夏のイベント! 疾風怒濤の夏宵まつり

8月12日(月)、庄内町の夏のイベント「夏宵まつり」が開催されます。庄内町深川集落に伝わる龍神の物語を具現化し、オリジナルの夏宵囃子に合わせて踊るこの祭も今年で12回目。町内から約300人の踊り手が集まり、毎年工夫を凝らした踊りを披露します。

祭は、JR余目駅前から茶屋町商店街までの約1kmの通りを会場に行われます。注目は、大型飛龍が駆け抜けるシーン! 煙を吹き出しながら龍が暴れるようにくねるシーンは迫力満点です。

庄内町商工観光課 ☎0234-42-2922



高速道路通行料金割引

障害者優遇制度についてご案内

有料道路をご利用される障害者の方に対して通勤、通院など日常生活を支援するための料金割引を受けることができます。

区分	割引率	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
障害者本人が運転される場合	50%	○	—	—
介護者が運転し障害者本人が同乗される場合	50%	第1種身体障害者	第1種知的障害者	—

※障害者1人につき1台が割引対象となります。

◆新規申請の手続き

【手続きに必要なもの】

- ETCを利用しない場合(料金所で係員に料金を支払う場合)
 - 身体障害者手帳または療育手帳
 - 自動車検査証または軽自動車届出済証
 - 運転免許証(障害者本人が運転する場合のみ)
- ETCを利用する場合
 - 身体障害者手帳または療育手帳

- 自動車検査証または軽自動車届出済証
 - 運転免許証(障害者本人が運転する場合のみ)
 - ETCカード(障害者本人名義のもの。障害者本人が未成年の場合は保護者のカードでも可)
 - ETC車載器の管理番号が確認できるもの(ETC車載器セットアップ申込書・証明書等)
- ◆有効期限 申請日から2回目の誕生日まで
- ◆更新手続 割引有効期限の2か月前から更新の手続き可能

自動車税・自動車取得税の身障減免制度

「本人自ら運転する場合」と「生計を一にする家族の方が運転する場合」または「身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する方が運転する場合」に税の減免を受けることができます。

◆対象

- 身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている方のうち一定の要件を満たす方
 ※障害の種類及び等級によって、該当・非該当、本人運転の場合のみ等ありますので、お問い合わせください。
- 療育手帳の交付を受けている方のうち、判定が「A」の方
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、障害等級が「1級」の方

【申請に必要な書類】

- 自動車取得税・自動車税減免申請書
 - 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
 - 運転する方の運転免許証
 - 自動車検査証(車検証)
 - 印鑑(認印可)
- ※なお、家族の方または常時介護する方が運転する場合は、「生計を一にしている」または「常時介護している」証明書の提出が必要。(保健福祉課窓口にて発行後それぞれの窓口で手続)
 軽自動車→町民税務課窓口
 普通自動車→県税窓口(月・木 午前10時~午後4時 役場1階相談室来庁)

問い合わせ 保健福祉課社会福祉係 ☎46-2601